

官報

昭和五十二年二月十七日

○第八十回 衆議院會議録 第五号

昭和五十二年二月十七日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和五十二年二月十七日
午後零時三十分開議

- 第一 皇室會議予備議員の選挙
- 第二 皇室經濟會議予備議員の選挙
- 第三 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 第四 国土總合開發會議予備議員の選挙
- 第五 東北開發會議予備議員の選挙
- 第六 九州地方開發會議予備議員の選挙
- 第七 四國地方開發會議予備議員の選挙
- 第八 中國地方開發會議予備議員の選挙
- 第九 北陸地方開發會議予備議員の選挙
- 第十 首都圈整備會議予備議員の選挙
- 第十一 豪雪地帯對策會議予備議員の選挙
- 第十二 離島振興對策會議予備議員の選挙
- 第十三 国土開發幹線自動車道建設會議予備議員の選挙
- 第十四 台風常襲地帯對策會議予備議員の選挙
- 第十五 北海道開發會議予備議員の選挙
- 第十六 日本ユネスコ國內委員會委員の選挙
- 第十七 鐵道建設會議予備議員の選挙
- 第十八 昭和五十一年度の水田總合利用獎勵補助金についての所得稅及び法人稅の臨時特例に関する法律案(大藏委員長提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 皇室會議予備議員の選挙
- 日程第二 皇室經濟會議予備議員の選挙
- 日程第三 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 日程第四 国土總合開發會議予備議員の選挙
- 日程第五 東北開發會議予備議員の選挙
- 日程第六 九州地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第七 四國地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第八 中國地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第九 北陸地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第十 首都圈整備會議予備議員の選挙
- 日程第十一 豪雪地帯對策會議予備議員の選挙
- 日程第十二 離島振興對策會議予備議員の選挙
- 日程第十三 国土開發幹線自動車道建設會議予備議員の選挙
- 日程第十四 台風常襲地帯對策會議予備議員の選挙
- 日程第十五 北海道開發會議予備議員の選挙
- 日程第十六 日本ユネスコ國內委員會委員の選挙
- 日程第十七 鐵道建設會議予備議員の選挙
- 日程第十八 昭和五十一年度の水田總合利用獎勵補助金についての所得稅及び法人稅の臨時特例に関する法律案(大藏委員長提出)
- 木原実君の故議員水田三喜男君に対する追悼演説
- 太田一夫君の故議員浦野幸男君に対する追悼演説

午後零時三十四分開議

○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

加藤紘一君、佐藤鶴樹君、中馬弘毅君、中川嘉美君、林義郎君及び渡辺朗君から、二月二十一日より二十八日まで八日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

- 日程第一 皇室會議予備議員の選挙
- 日程第二 皇室經濟會議予備議員の選挙
- 日程第三 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 日程第四 国土總合開發會議予備議員の選挙
- 日程第五 東北開發會議予備議員の選挙
- 日程第六 九州地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第七 四國地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第八 中國地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第九 北陸地方開發會議予備議員の選挙
- 日程第十 首都圈整備會議予備議員の選挙
- 日程第十一 豪雪地帯對策會議予備議員の選挙
- 日程第十二 離島振興對策會議予備議員の選挙
- 日程第十三 国土開發幹線自動車道建設會議予備議員の選挙
- 日程第十四 台風常襲地帯對策會議予備議員の選挙
- 日程第十五 北海道開發會議予備議員の選挙
- 日程第十六 日本ユネスコ國內委員會委員の選挙
- 日程第十七 鐵道建設會議予備議員の選挙

○議長(保利茂君) 日程第一ないし第十七に掲げました各種委員の選挙を行います。

○瓦力君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名せられ、皇室會議予備議員、皇室經濟會議予備議員の職務を行う順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

議長は、皇室會議予備議員に

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、皇室經濟會議予備議員に

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、檢察官適格審査会委員に

を指名いたします。

また、

保岡興治君を天野光晴君の予備委員に、山崎武三郎君を古屋亨君の予備委員に、広瀬秀吉君を橋次郎君の予備委員に、長谷雄幸久君を沖本泰幸君の予備委員に指名いたします。

次に、国土總合開發會議予備議員に

三池 信君 野田 卯一君
古井 喜實君 天野 光晴君
服部 安司君 井上 普方君
村山 喜一君 岡本 富夫君
及び 内海 清君

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号

皇室會議予備議員の選挙その他各種委員の選挙
臨時特例に関する法律案

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の
臨時特例に関する法律案

九二

を指名いたします。

次に、東北開発審議会委員に

松澤 雄蔵君

竹中 修一君

及び 武田 一夫君

を指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に

二階堂 進君

山下 徳夫君

及び 大橋 敏雄君

を指名いたします。

次に、四国地方開発審議会委員に

加藤常太郎君

今井 勇君

及び 広沢 直樹君

を指名いたします。

次に、中国地方開発審議会委員に

灘尾 弘吉君

高村 坂彦君

及び 古川 雅司君

を指名いたします。

次に、北陸地方開発審議会委員に

坂本三十次君

平泉 渉君

及び 西中 清君

を指名いたします。

次に、首都圏整備審議会委員に

中野 四郎君

濱野 清吾君

広瀬 秀吉君 及び 鳥居 一雄君

を指名いたします。

次に、豪雪地帯対策審議会委員に

笹山茂太郎君

佐藤 隆君

及び 古寺 宏君

を指名いたします。

次に、離島振興対策審議会委員に

櫻内 義雄君

小沢 辰男君

及び 中村 重光君

及び 谷口 是巨君

を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

大平 正芳君

河本 敏夫君

及び 下平 正一君

宮井 泰良君 及び 曾根 益君

を指名いたします。

次に、台風常襲地帯対策審議会委員に

山中 貞則君

谷川 寛三君

及び 平石磨作太郎君

を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に

篠田 弘作君

田中 正巳君

及び 斎藤 実君

本名 武君
島田 琢郎君

を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

渡辺 紘三君

長谷川正三君 及び 有島 重武君

を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に

大平 正芳君

河本 敏夫君

及び 平林 剛君 及び 石田幸四郎君

を指名いたします。

を指名いたします。

○議長(保利茂君) 日程第十八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第十八 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第十八、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長小淵恵三君。

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 ただいま議題となりました昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨二月十六日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和五十一年度におきまして、水田の総合利用を推進するため、その一環として、稲作の転換を行う者等に対し奨励補助金を交付することとしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮配帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計

算に当たり、五十万円までの特別控除が認められ、これを超える部分の金額につきましても、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十一年度において約三億円と見積もられるのでありまして、大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、稲作転換対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員水田三喜男君は、昨年十二月二十二日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、去る一月十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに経済安定委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長の要職につきまたしばしば國務大臣の重任にあたられた議員従二位勲一等水田三喜男君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員水田三喜男君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、木原実君から發言を求められております。これを許します。木原実君。

〔木原実君登壇〕

○木原実君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員水田三喜男君は、昨年十二月二十二日逝去されました。

水田先生は、過般の衆議院議員総選挙に千葉第三区から立候補され、最高点をもって連続十三回目の当選を果たされました。しかるに、十二月二十四日に召集された総選挙後初の臨時国会を目前にして、病魔のためついに不帰の客となられました。いかに天命とは申せ、痛恨のきわみであります。

私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

水田先生は、明治三十八年四月、房総半島の南端、現在の千葉県鴨川市にお生まれになりました。御両親から受け継がれた恵まれた体軀とすぐれた頭脳は、豊かな感受性ととも大きく成長し、やがて安房中学から水戸高等学校を経て京都帝国大学法学部へ進まれました。

学生時代は、あらゆる文獻から吸収した該博な知識と鋭敏な感覺をもって現実をとらえ、社会主義理論にも関心を寄せて、学生運動にも打ち込んだ血氣盛んな青年でありました。後年、政治家として大成する基盤が、この時期に着々とつくり上げられたものと想像するにたかくありません。

大学卒業後、昭和七年東京市に奉職、その後昭和十四年には日本鋼板工業株式会社の常務取締役就任されました。

昭和二十年八月終戦となり、従業員の身の振り方や会社の整理に腐心されましたが、その忙殺された日々からようやく解放された先生は、郷里に身を寄せて、静かに日本の将来と民族の歩むべき道を思索されました。

基本的な人権と思想の自由は与えられたものの、家は焼かれ、食糧は乏しく、身にまとう衣料とてなく、路頭に迷う国民の苦悩を目の当たりにした先生は、大衆を救う国土の復興を図るためみずから政界に身を投じんとする決意を固められたのであります。

ります。

やがて昭和二十一年四月、戦後初の衆議院議員総選挙を迎えました。この選挙戦において先生が提唱した食糧問題の解決策とインフレ克服の方策は、先生の徹底した平和主義、民主主義を基調とする憲法論とともに選挙民に大きな感銘を与え、みごと初当選の栄冠を獲得されました。時まさに四十一歳、新生日本の再建という大きな使命を担って第九十回帝国議会に初登院した水田先生は、歴史的な帝国憲法改正案を初め、戦後処理の各種の議案や新憲法制定に伴う数々の基本法の審議に当たられたのであります。

昭和二十三年十月には、経済安定委員長に御就任、次いで民主自由党の政務調査会の副会長として、戦時経済統制の撤廃、基幹産業の再建、インフレ防止等々困難な課題と取り組み、並み並みならぬ御苦勞を重ねられたのであります。

また、昭和二十四年六月には、池田大蔵大臣のもとで政務次官として、いわゆるドッジ・ラインあるいはシャープ勧告に基づく財政、税制の大改革に当たられ、昭和二十六年五月には、公職選挙法改正に関する調査特別委員長に選任されて、選挙法改正の立案作業を進められました。

このように、戦後政治経済の困難な変革期に、立法、行政両面を通じて研さんを積まれた先生は、すぐれた政策通として衆目の認めることとなり、昭和二十七年二月、自由党政務調査会長に御就任になりました。

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号

故議員水田三喜男君に対する追悼演説 議員浦野幸男君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員浦野幸男君に対する追悼演説

九四

自來、今日までの二十数年間、一貫して党と内閣の枢要な地位につき、幾多の予算の編成に当たるなど、ひのき舞台での華々しい活躍をされたのであります。

すなわち、自由民主党政務調査会長の職にあること五たび、また、昭和二十八年には吉田内閣の経済審議庁長官として入閣、さらに、石橋内閣及び岸内閣の通商産業大臣、次いで池田内閣及び佐藤内閣において五たび大蔵大臣の重責を担われました。

所得倍増計画を掲げて登場した池田内閣の大蔵大臣として積極財政を打ち出した水田先生は、第二次佐藤内閣のもとにおいては財政の硬直化にメスをふるい、引き締め策を断行されたのであります。

昭和四十六年には、国際通貨調整という、先生の蔵相在任中の最大の難関に逢着されました。すなわち、ドル防衛によるニクソン・ショックを契機として、戦後世界経済を支えてきたIMF体制が揺らぎ、同年十二月、ワシントンのスミソニアン博物館で開催された十カ国蔵相会議に出席して、国民世論を背景に大いに奮闘されたことは、私どもの記憶のなほ新たなところであります。

先生は、この新たな事態に対処して、国際協調を図りつつ、同時に、国内不安を解消するため、適切な財政金融政策を講じて、よくこの危機を乗り切られたのであります。

国の財政経済政策に対する評価が政党政派に

よって異なることは当然のことですけれども、先生が、戦後の日本経済の復興とその後の発展に大きく貢献された政治家であったことは、否定し得ないものがあります。そして、国の将来を思い、大衆の幸せを願う水田さんの真摯な政治姿勢に対してはだれもが感動を覚え、その御苦労に對してはだれもが感謝の念を惜しまなかったと信じます。(拍手)

思えば、昭和四十五年二月、第六十三回特別国会において、先生は、自由民主党を代表して、この壇上から、時の内閣総理大臣佐藤榮作氏に對し質疑をなさいました。

その中で、先生は、国会運営のあり方に触れ、「国会運営は政府主導型でなされてはならない。いやくも立法府を構成する議員の任期が、行政府の一方的な恣意による解散によって左右せらるるがごときは、民主主義の指向するところではない」と断言をされました。この堂々の論陣を張った水田先生の叫びが、いまだに私の耳にはっきりと残っております。長年風雪に耐え抜いてこられた政党政治家水田先生の見識に心から敬意の念を抱いたのは、私一人ではなかったと思います。(拍手)

かくて、水田先生は、本院議員として在職すること実に三十年十カ月の長きにわたり、昭和四十六年三月には、永年在職議員として院議をもって表彰を受けられたのであります。「あたたかき安房と上総の情けもて吾が辿り来し今日を謝すべ

く」と歌に託された。これまでの郷党の恩義を謝し、これに報いる道は、みずからの身辺をきれいにして、清廉の士に徹することだと心に誓っておられました。この水田先生の姿勢こそ、政治家のかみとして、われわれの胸に永く刻み込まれるものと信じます。

先生は、大きな困難に逢着しても、常にひょうとしてこれを持ち切つてこられました。この天衣無縫ともいうべき人間性に、郷里の人々が大きな信頼を寄せ、長きにわたり心からの支援を送つたのも、けだし当然のことと申さねばなりません。(拍手)

昨年、クリスマスを前にして、病院のベッドで、御家族と一諸にジングルベルを歌い、「来春には退院して元気に働かなければ」と言われていた水田先生は、その後突如容態が変化して、御家族の懸命の看護もむなしく、七十一歳の生涯を閉じられました。御家族の心中を思うとき、まことに痛恨の念にたえません。

内外の諸情勢はきわめて厳しく、わが国が重大な局面を迎えつつある今日、練達の政党政治家であり、屈指の財政経済の指導者であった先生を失いましたことは、返す返すも残念なことであり、本院にとっても、国家にとっても、この上もない大きな損失であると申さねばなりません。(拍手)

ここに、謹んで水田三喜男先生の生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福を

お祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員浦野幸男君は、去る一月十六日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、去る一月二十三日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに商工委員長の要職につきまた國務大臣の重任にあたられた議員三位敷一等浦野幸男君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員浦野幸男君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、太田一夫君から発言を求められております。これを許します。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、愛知県第四区選出議員浦野幸男君は、去る一月十六日、心不全のため、東京労災病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表して、謹んで哀悼の言葉を申し述べます。(拍手)

浦野先生の御一門は、かつてお二人の代議士を世に送られ、また御尊父は、信望も厚く、村長をお務めになられたという地方の名門でありました。

先生は、大正三年一月、このような著れ高き家系の御長男として、現在の豊田市にお生まれになり、長じて、名古屋市立東邦商業学校を御卒業の後、日本大学に進学され、やがて家業の米穀商に従事されることになりました。

その後、先生は、戦中、戦後にかけて食糧営団の役職にあり、食糧不足とインフレに苦しむ庶民の生々しい生活実態に触れられ、何にも増して血の通った政治による救済が必要である、と痛感されたと同っております。

昭和二十六年、先生は、愛知県議会議員に御当选、以来県議三期、十年余にわたって、エネルギッシュな行動力と豊かな包容力とをもって、よく地域の発展と地域住民の福祉の増進に尽力されたのであります。

昭和三十五年、先生は、東海・北陸七県の欧米産業視察議員団の団長として渡航中、折から同郷の先輩でありました小林鍬代議士の急逝の報に接し、急遽帰国されることになりました。時あたかも、第二十九回総選挙の公示日前夜でありました。郷党の人々の懇望もだしがたく、先生は、羽田空港で立候補の決意を固められたとのことでありました。このような事情から、選挙戦の不利は否めなかったところでありましたが、多年地方政界

に尽くされた数々の業績と、地元の方々の熱烈な後援によって、みごと初当選の栄冠を得られたのであります。

本院議員となられた先生は、商工、運輸、社会労働等の各委員会の委員として国政の審議に当たり、また、行政管理政務次官あるいは防衛政務次官として行政に参画されるなど、幅広い御活躍をされたのであります。とりわけ先生は、通商産業の分野において、その本領を遺憾なく発揮されました。

昭和四十四年、米国の繊維品輸入制限問題が起るや、先生は、自由貿易の原則と、被害なきところに規制なしという筋論をもってこれに対処し、同年五月の、本院における米国の繊維品輸入制限に関する決議の際には、提出者の一員となつてその案文の起草に当たり、また、翌四十五年、日米繊維交渉が暗礁に乗り上げるや、福田一議員らとともに訪米し、アメリカの議会筋あるいは政府の要人と会見して、粘り強く日本の実情を訴え、交渉打開に尽力されたのであります。

第七十一回特別国会の昭和四十七年十二月には、商工委員長に選任されました。当時、わが国は、為替変動相場制への移行など、経済環境の変化に伴う各般の施策が要請されておりました。先生は、政府を輔佐して、強力な通商産業行政の推進を図るとともに、大規模小売店舗法案、中小小売商業振興法案、また、いわゆるドル対策法改正案など、幾多の重要法案について各党の委員諸君

と徹底した話し合いを行って修正案を取りまとめ、また、議員提出法律案についても精力的に審議を重ねるなど、委員長としてよくその重責を果たされたのであります。

昭和五十一年九月、浦野先生は、嘱望されて三木内閣の労働大臣に就任されました。当時、公労協は、仲裁裁定の早期完全実施を目指して実力行使の構えにあり、とりわけ、労働大臣の手腕に国民の大きな期待が寄せられておりました。先生は、連日この事態收拾に努力し、大詰めの政労間交渉には、関係閣僚とともに、深夜にわたって鋭意折衝を重ねられ、円満に解決が図られたのであります。

私は、この交渉に当たって示された先生の誠意ある人柄と、約束は必ず実行するとの責任ある態度が、組合側の理解と信頼を深め、この成功がもたらされたものと思うのであります。先生の労働大臣としての功績は、高く評価されるべきものと確信いたしますのであります。(拍手)

先生は、さきの総選挙では、現職の労働大臣としての激戦にあって選挙戦に臨みましたが、そのハードスケジュールが先生をして過労に追い込んだのでありましょうか、御当選後、間もなく入院のやむなきに至ったのであります。

昨年十二月二十四日の第七十九回臨時国会の召集日には、先生は、病軀にむちうちながら登院され、議員としての職務を全うされたのであります。私は、先生のこの強固な責任感に胸を強く打

たれたのであります。(拍手)
かくして、先生は、本院議員に連続して当選すること六回、在職十六年五カ月に及び、この間、国政に残された功績はまことに偉大なものがあります。

先生は、「春風堂に満つる」という言葉を愛し、「春風はどんな不幸な家庭にも、どんな貧しい人々にも、分け隔てなく訪れてくれる、これと同じように、政治も特定な人、仕事、地域に偏ることなく、平等に行われてこそ、本当の政治である」と周囲の人々に語り、みずからもこれを実践してこられました。私は、この先生の言こそ、まさに議会制民主主義における政治理念であると存じます。

先生は、その言のごとく、温厚篤実、常に春風のごとき笑みをもって人に接せられ、「心の触れ合った政治」、「汗を惜しまない政治」をモットーとして、国家国民のために、また、郷里の人々のために献身的な御活躍をされたのであります。

思えば、昭和四十七年七月、愛知県を襲った未曾有の集中豪雨により、西三河地方の山間部、矢作川流域一帯は甚大な被害を受けたのであります。先生は、陣頭に立ち、寝食を忘れて被災住民の救援と災害復旧に献身されました。やがて、先生のこの御努力が実を結び、今日、りっぱに復旧された被災地を見るにつけ、私は、奮闘された先生の当時のお姿を、つい昨日のごとく脳裏に思い起こさずにはおられません。

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号 元議員堂森芳夫君及び同島村一郎君逝去につき弔詞贈呈の報告 朗読を省略した議長の報告

先生、御年六十三歳、雄図半ばにして職に殉じられた先生を思うとき、私は痛恨の念やる方ないものを覚えるのであります。

現下、わが国は、内政外交ともにきわめて重要な問題が山積し、国会に課せられた使命のいよいよ重きを加えようとするとき、先生のごときすぐれた政党政治家を失いましたことは、返す返すも残念なことであり、国家国民のために、大きな損失であると申さねばなりません。

ここに、先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、哀悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員堂森芳夫君は、去る一月十三日逝去されました。

永年在職議員として表彰された元議員島村一郎君は、去る二月一日逝去されました。

まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

堂森芳夫君に対する弔詞は、去る一月二十日、島村一郎君に対する弔詞は、去る二月十五日、議長においてそれぞれ贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに石炭対策特別委

員長の要職にあたられた正三位勲一等堂森芳夫君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに大蔵委員長商工委員長オリビック東京大会準備促進特別委員長等の要職にあたられた正三位勲一等島村一郎君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 坊 秀男君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る四日、岸田参議院事務総長から大久保事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員小川半次君、同町村金五君及び同吉武恵市君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

伊藤 五郎君 青木 一男君

山本茂一郎君

一、去る四日、岸田参議院事務総長から大久保事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員加藤武徳君及び同宮崎正雄君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

安孫子藤吉君 桑野 章君

一、去る五日、岸田参議院事務総長から大久保事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員藤井恒男君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

(第四順位) 柄谷 道一君

一、去る五日、岸田参議院事務総長から大久保事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員木島則夫君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

三治 重信君

(政府委員退任)

一、去る四日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、一日付をもって行政管理局行政監察局長鈴木博は退職し、また同日付をもって建設大臣官房会計課長伊藤晴明は国土庁長官官房審議官に、また四日付をもって外務省欧亜局長橋正忠は外務大臣官房審議官にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る四日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、同日(厚生省医務局長)石丸隆治の第八十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る四日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

行政管理局行政監察局長 川島 鉄男

外務省欧亜局長 宮澤 泰

厚生省医務局長事務代理 中野 徹雄

建設大臣官房会計課長 加瀬 正蔵

一、去る十五日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

厚生省医務局長 石丸 隆治

(政府委員任命)

一、去る四日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、四日議長において承認した川島鉄男外三名を同日第八十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十五日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十五日議長において承認した石丸隆治を同日第八十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事互選)

一、去る五日、予算委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

大村 襄治君 栗原 祐幸君
 澁谷 直藏君 田中 正巳君
 細田 吉藏君 安宅 常彦君
 楠崎弥之助君 近江巳記夫君
 竹本 孫一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

伊藤 公介君 補欠 山口 敏夫君

大蔵委員

辞任

貝沼 次郎君 補欠 古川 雅司君

建設委員

辞任

古川 雅司君 補欠 貝沼 次郎君

決算委員

辞任

山口 敏夫君 補欠 伊藤 公介君

伊藤 公介君 補欠 山口 敏夫君

議院運営委員

辞任

原田昇左右君 補欠 大坪健一郎君

大坪健一郎君 補欠 原田昇左右君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

松本 善明君 補欠 不破 哲三君

運輸委員

辞任

北川 石松君 補欠 藤井 勝志君

藤井 勝志君 補欠 北川 石松君

予算委員

辞任

稲村佐近四郎君 補欠 渡海元三郎君

木野 晴夫君 補欠 森 喜朗君

藤井 勝志君 補欠 高村 坂彦君

浅井 美幸君 補欠 鈴切 康雄君

不破 哲三君 補欠 松本 善明君

高村 坂彦君 補欠 藤井 勝志君

渡海元三郎君 補欠 稲村佐近四郎君

森 喜朗君 補欠 木野 晴夫君

鈴切 康雄君 補欠 浅井 美幸君

決算委員

辞任

宇野 亨君 補欠 稲村佐近四郎君

春田 重昭君 補欠 浅井 美幸君

稲村佐近四郎君

浅井 美幸君

春田 重昭君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

正森 成二君 補欠 不破 哲三君

外務委員

辞任

不破 哲三君 補欠 松本 善明君

予算委員

辞任

阿部 昭吾君 補欠 石橋 政嗣君

松本 善明君 補欠 正森 成二君

石橋 政嗣君 補欠 阿部 昭吾君

決算委員

辞任

中村 弘海君 補欠 染谷 誠君

懲罰委員

辞任

石橋 政嗣君 補欠 阿部 昭吾君

阿部 昭吾君 補欠 石橋 政嗣君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

不破 哲三君 補欠 正森 成二君

商工委員

辞任

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

予算委員

辞任

大内 啓伍君 補欠 塚本 三郎君

正森 成二君 補欠 工藤 晃君

塚本 三郎君 補欠 大内 啓伍君

決算委員

辞任

塚本 三郎君 補欠 大内 啓伍君

大内 啓伍君 補欠 塚本 三郎君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

西岡 武夫君 補欠 大原 一三君

大原 一三君 補欠 西岡 武夫君

予算委員

辞任

大内 啓伍君 補欠 塚本 三郎君

大原 一三君 補欠 西岡 武夫君

塚本 三郎君 補欠 大内 啓伍君

西岡 武夫君 補欠 大原 一三君

決算委員

辞任

塚本 三郎君 補欠 大内 啓伍君

大内 啓伍君 補欠 塚本 三郎君

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

柴田 睦夫君

補欠

不破 哲三君

法務委員

辞任

日野 市朗君

補欠

藤田 高敏君

藤田 高敏君

日野 市朗君

外務委員

辞任

正木 良明君

補欠

矢野 絢也君

矢野 絢也君

正木 良明君

社会労働委員

辞任

相沢 英之君

補欠

足立 篤郎君

石橋 一弥君

笹山茂太郎君

川田 正則君

稲葉 修君

津島 雄二君

松野 頼三君

浅沢 利久君

武藤 山治君

足立 篤郎君

相沢 英之君

稲葉 修君

川田 正則君

笹山茂太郎君

石橋 一弥君

松野 頼三君

津島 雄二君

武藤 山治君

浅沢 利久君

商工委員

辞任

不破 哲三君

補欠

工藤 晃君

運輸委員

辞任

北川 石松君

補欠

藤井 勝志君

藤井 勝志君

北川 石松君

通信委員

辞任

鳥居 一雄君

補欠

坂井 弘一君

坂井 弘一君

鳥居 一雄君

予算委員

辞任

足立 篤郎君

補欠

愛野興一郎君

稲葉 修君

堀之内久男君

川崎 秀二君

鯨岡 兵輔君

笹山茂太郎君

宇野 亨君

藤井 勝志君

北川 石松君

松野 頼三君

島村 宜伸君

藤田 高敏君

日野 市朗君

武藤 山治君

北山 愛郎君

坂井 弘一君

鳥居 一雄君

矢野 絢也君

正木 良明君

工藤 晃君

柴田 睦夫君

愛野興一郎君

足立 篤郎君

宇野 亨君

笹山茂太郎君

北川 石松君

藤井 勝志君

鯨岡 兵輔君

川崎 秀二君

島村 宜伸君

松野 頼三君

堀之内久男君

稲葉 修君

北山 愛郎君

武藤 山治君

日野 市朗君

藤田 高敏君

鳥居 一雄君

坂井 弘一君

正木 良明君

矢野 絢也君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

不破 哲三君

補欠

柴田 睦夫君

大蔵委員

辞任

永原 稔君

補欠

大原 一三君

大原 一三君

農林水産委員

辞任

武田 一夫君

補欠

矢野 絢也君

武田 一夫君

運輸委員

辞任

草野 威君

補欠

浅井 美幸君

浅井 美幸君

予算委員

辞任

木野 晴夫君

補欠

浅井 美幸君

北川 石松君

矢野 絢也君

草野 威君

柴田 睦夫君

武田 一夫君

大原 一三君

永原 稔君

北川 石松君

木野 晴夫君

草野 威君

浅井 美幸君

武田 一夫君

矢野 絢也君

永原 稔君

大原 一三君

決算委員

辞任

安藤 巖君

補欠

不破 哲三君

社会労働委員

辞任

川田 正則君

補欠

森山 欽司君

森山 欽司君

浅沢 利久君

藤田 高敏君

浦井 洋君

不破 哲三君

森山 欽司君

川田 正則君

藤田 高敏君

浅沢 利久君

建設委員

辞任

谷口 是巨君

補欠

浅井 美幸君

浅井 美幸君

予算委員

辞任

森山 欽司君

補欠

藤田 高敏君

川田 正則君

浅井 美幸君

池端 清一君

矢野 絢也君

谷口 是巨君

河村 勝君

渡部 一郎君

安藤 巖君

高橋 高望君

川田 正則君

浦井 洋君

森山 欽司君

森山 欽司君

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

池端 清一君 藤田 高敏君 谷口 是巨君 浅井 美幸君 渡部 一郎君 矢野 絢也君 高橋 高望君 河村 勝君 決算委員 補欠 春田 重昭君 矢野 絢也君 不破 哲三君 安藤 巖君 矢野 絢也君 春田 重昭君 一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 中井 治君 大内 啓伍君 山本悌二郎君 塚本 三郎君 川合 武君 田川 誠一君 大内 啓伍君 中井 治君 塚本 三郎君 山本悌二郎君 田川 誠一君 川合 武君 大蔵委員 補欠 毛利 松平君 北川 石松君 山中 貞則君 塚原 俊平君 北川 石松君 毛利 松平君 塚原 俊平君 山中 貞則君 社会労働委員 補欠 石橋 一弥君 山中 貞則君		山中 貞則君 石橋 一弥君 予算委員 補欠 浅井 美幸君 春田 重昭君 矢野 絢也君 小川新一郎君 大内 啓伍君 中井 治君 河村 勝君 米沢 隆君 田川 誠一君 川合 武君 小川新一郎君 矢野 絢也君 春田 重昭君 浅井 美幸君 中井 治君 大内 啓伍君 米沢 隆君 河村 勝君 川合 武君 田川 誠一君 決算委員 補欠 春田 重昭君 浅井 美幸君 塚本 三郎君 山本悌二郎君 浅井 美幸君 春田 重昭君 山本悌二郎君 塚本 三郎君 議院運営委員 補欠 春田 重昭君 矢野 絢也君 矢野 絢也君 春田 重昭君 (理事互選) 一、去る七日、ロッキード問題に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。		理事 内海 英男君 鯨岡 兵輔君 増田甲子七君 箕輪 登君 小林 進君 横路 孝弘君 坂井 弘一君 大内 啓伍君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 ロッキード問題に関する調査特別委員 辞任 補欠 近藤 鉄雄君 中村 弘海君 羽田野忠文君 小此木彦三郎君 渡部 恒三君 玉沢徳一郎君 小此木彦三郎君 羽田野忠文君 玉沢徳一郎君 渡部 恒三君 中村 弘海君 近藤 鉄雄君 一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 箕輪 登君 橋口 隆君 一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 公害対策並びに環境保全特別委員 辞任 補欠 刀裨館正也君 永原 稔君 永原 稔君 刀裨館正也君 一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 補欠 平石磨作太郎君 武田 一夫君 永原 稔君 伊藤 公介君 (公聴会開会承認) 一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。 公聴会開会承認要求書 一、公聴会を開こうとする議案 昭和五十二年度一般会計予算 昭和五十二年度特別会計予算 昭和五十二年度政府関係機関予算 一、意見を聞こうとする問題 昭和五十二年度総予算について 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。 昭和五十二年二月八日 予算委員長 坪川 信三 衆議院議長 保利 茂殿 (条約提出) 一、去る十四日、内閣から提出した条約は次のとおりである。 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件	
---	--	---	--	---	--

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

(議案提出)

- 一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案
 所得税法の一部を改正する法律案
 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
 印紙税法の一部を改正する法律案
 登録免許税法の一部を改正する法律案
 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案
- 運輸省設置法の一部を改正する法律案
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

- 一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(長谷川正三君外六名提出)
 一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 文部省設置法の一部を改正する法律案
 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
 厚生省設置法の一部を改正する法律案
 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
 一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 地方税法の一部を改正する法律案
 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 輸出保険法の一部を改正する法律案
 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

律の一部を改正する法律案

(議案受領)

- 一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案
 (議案付託)
 一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
 登録免許税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
 以上三件 大蔵委員会 付託
- 一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
 以上三件 内閣委員会 付託
- 一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

- 一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
 以上三件 内閣委員会 付託
- 一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
 法務委員会 付託
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 付託
- (調査要求承認)
 一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。
 国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、国の会計に関する事項
 二、税制に関する事項
 三、関税に関する事項

- 四、金融に関する事項
- 五、証券取引に関する事項
- 六、外国為替に関する事項
- 七、国有財産に関する事項
- 八、専売事業に関する事項
- 九、印刷事業に関する事項
- 十、造幣事業に関する事項
- 二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求むる。

昭和五十二年二月四日

大蔵委員長 小淵 恵三

衆議院議長 保利 茂殿

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石油パイプライン事業法の解釈及び運用に関する質問主意書(木原実君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

株式会社今問製作所の労使紛争に関する質問主

意書(渡辺三郎君提出)

関西電力(株)美浜原子力発電所第一号炉燃料棒折損事故に関する質問主意書(石野久男君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部昭吾君提出航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する質問主意書

航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年一月二十日

提出者 阿部 昭吾

衆議院議長 保利 茂殿

航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する質問主意書

新東京国際空港公団法(以下「公団法」といふ)が、昭和四十六年六月二日に制定された際、その附則第十条により航空法の一部改正され、第五十五条の三がつけ加えられるなどした。その後十一年余を経ているが、未だに成田開港は実現していない。そこで成田空港と航空法との関係に係わる諸点につき、運輸大臣の御見解を賜りたい。

一 公団法の附則の施行時期について

(1) 右航空法の一部改正を含む附則が施行され、効力を有するものとなつた年月日はいつか。

(2) 右についての法律上の根拠規定は何か。

二 航空法第三十八条第一項では、設置の許可を必要とする者を「運輸大臣及び新東京国際空港公団(以下「公団」といふ)以外の者」と規定しているが、

(1) 左の者が飛行場を新設しようとする場合、右許可を必要とするのか。法律上の根拠・理由を附して、許可の要・不要を示されたい。

(イ) 国

(ロ) 大蔵省(税関などのため)

(ハ) 科学技術庁(航空技術の研究に供するなどのため)

(ニ) 警察庁

(ホ) 海上保安庁

(ヘ) 運輸省港湾局

(ロ) 運輸省航空局(職員の技能向上に専ら資するなどのため)

(2) 公団が公式に発足した年月日及びその根拠となつた法律名及び条項名を示されたい。

(3) 公団が公式に発足する以前は、右規定は、同条項改正前の「運輸大臣以外の者」と法律上同じ内容となるのか。その他どのように解釈・運用されるべきものなのか。

三 航空法第五十五条の三第一項は、公団が新東京国際空港建設に必要な工事実施計画の認可手続きについて定めている。

公団による一連の認可申請及び運輸大臣による認可について

(1) 航空法施行規則(以下「規則」といふ)第七十六條の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(2) 規則第八十六條の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追つて示されたい。

(3) 右において、規則第八十五條の二の規定に係わるものはどれか。

(4) 規則第九十八條の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(5) 規則第三條の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追つて示されたい。

(6) 右において、規則第二百二條の二の規定に係わるものはどれか。

(7) 規則第一百五條の二の規定に係わる認可の年月日並びに右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日を示されたい。

(8) 規則第二百一十一條の二の規定に係わる認可申請及び同認可の年月日、変更の内容並びに

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

1011

右認可に係わる工事の着手及び完成の予定期日について、現在に至るまでのすべての変更認可に対し、当初からの順を追って示された。

(9) 右において、規則第二百二十条の二の規定に係わるものはどうか。

四 右工事実施計画は、公団法第二十一条による基本計画に基づかねばならないか。

(1) 右基本計画が公団に示された年月日を示されたい。

(2) 右基本計画がその後変更されていれば、変更の内容及び変更を指示した年月日を示されたい。

(3) 工事実施計画が基本計画に基づいているかどうかは、同計画の認可にあたり、運輸大臣が審査し、判断すべきものか。その他だれが審査し、判断すべきものか。

(4) 右についての法律上の根拠規定は何か。

(5) 工事実施計画が基本計画に基づいているとは、工事実施計画の内容が基本計画の内容に違反しているや否やを審査し、判断されることとしてよいのか。しからざれば、どのように審査し、判断されるのか。

五 航空法第五十五条の第三項及び第三項は、工事実施計画の認可にあたり、一般の飛行場や航空保安施設の設置許可に係わる手続きが準用されることを定めている。

(1) 右第二項のただし書の準用規定が発動され

た場合があれば、それはいかなる工事実施計画の認可についてか。

(2) 右第三項の読み替えによると、航空法第四十条では、供用開始後において告示し及び揭示した内容に変更がある場合で、かつ第五十五条の第三項に規定する事由による場合が除かれるので、供用開始後は、一切の工事実施計画の認可に係わる告示及び揭示が不要であると定めていると解釈してよいのか。

(3) 右において、供用開始後の第五十五条の第三項による変更認可については、第四十条は無効であるとしてよいのか。

六 航空法第三十八条第三項が工事実施計画の認可に係わる手続きとして準用されている。

(1) 右において、告示される内容と現地で揭示される内容とは全く同一のものか。

(2) 告示及び現地での揭示に係わる方法及び年月日を示されたい。

七 航空法第三十九条第一項の一部が工事実施計画の認可にあたり、同法第五十五条の第三項により準用されている。

(1) 同条同項第一号の要件は、設置基準に關し定めている。規則第七十九条第二項及び第三項により承認を受けた異なる基準について、承認の申請及び承認が行われた年月日、附された期限、工事その他の一時的な事情の具体的内容並びに設置基準と異なる点を、すべて承認に対し、示されたい。

(2) 右と同じく設置基準に關し、規則第一百七十九条第二項の規定により承認を受けた異なる基準について、承認の申請及び承認が行われた年月日、附された期限、工事その他の一時的な事情の具体的内容並びに基準と異なる点を、すべての承認に対し示されたい。

(3) 右と同じく設置基準に關し、規則第九十九条第二項の規定により運輸大臣が認めた航空保安無線施設の種類、やむを得ないとする理由、別に定めた基準の内容及び同基準を定めたい年月日をそれぞれ示されたい。

(4) 同条同項第二号の要件では、設置に關し「他人の利益を著しく害する」とはいかなることなのか。その要件を示し、具体的に例示されたい。

(5) 右第二号が、設置に關する要件として法定されている理由は何か。

(6) 同条同項第五号の要件では、飛行場の敷地の確実な取得を挙げているが、確実な取得が認められるとはいかなることなのか。その要件を示し、具体的に例示されたい。

(7) 右第五号が、設置に關する要件として法定されている理由は何か。

八 同じく準用される航空法第三十九条第二項で規定される公團開催が、設置に關する要件として法定されている理由は何か。

右質問する。

昭和五十二年二月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員阿部昭吾君提出航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部昭吾君提出航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に關する質問に對する答弁書

一について

新東京国際空港公団法（以下「公団法」という。）附則は、公団法附則第一条の規定に基づき制定された新東京国際空港公団法の施行期日を定める政令（昭和四十一年政令第百四十三号）により昭和四十一年七月七日から施行された。

二について

(1) 運輸大臣以外の国の機関が飛行場を設置するに当たっては、自衛隊法第七十七条等法律に特別の定めがある場合を除いては、一般に航空法第三十八条第一項の許可を必要とする。

(2) 及び(3) 公団法附則第十条の規定による航空法第三十八条第一項の一部改正は昭和四十一年七月七日になされ、同項の規定の適用に係る新東京国際空港公団（以下「公団」という。）は、設立の登記をした同月三十日に公団法附則第五条の規定により成立した。

三について

航空法第五十五条の第三項の規定による工事実施計画認可の経緯等は次のとおりである。

(一) 新東京国際空港工事実施計画認可の経緯等は次表のとおりである。

事 項	申請年月日	認可年月日	内 容
新東京国際空港工事実施計画	昭和四一・一二・二三	昭和四二・一・二三	誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更
	昭和四三・一二・二六	昭和四四・一・二五	誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更
	昭和四七・四・二八	昭和四七・六・二七	誘導路、エプロン等の配置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更
新東京国際空港工事実施計画変更	昭和四九・三・二七	昭和四九・三・三〇	工事完成予定日の変更
	昭和四九・一一・二六	昭和四九・一一・三〇	工事完成予定日の変更
	昭和五〇・一一・二七	昭和五〇・一一・二七	飛行場標識施設の配置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更
	昭和五一・一〇・二八	昭和五一・一一・二五	飛行場標識施設の配置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更

(二) 航空保安無線施設工事実施計画認可の経緯等は次表のとおりである。

事 項	申請年月日	認可年月日	内 容
航空保安無線施設工事実施計画	昭和四四・九・二〇	昭和四四・一〇・三	ILSSの位置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更
	昭和四七・二・二四	昭和四七・七・二二	ILSSの位置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更
	昭和四九・七・二四	昭和四九・九・一八	工事完成予定日の変更
航空保安無線施設工事実施計画変更	昭和五一・三・一一	昭和五一・三・三〇	NDB等の位置の計画の変更
	昭和五一・一〇・二八	昭和五一・一一・二五	ILSSの位置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更

(三) 航空燈火工事実施計画認可の経緯等は次表のとおりである。

事 項	申請年月日	認可年月日	内 容
航空燈火工事実施計画	昭和四四・九・二〇	昭和四四・一〇・三	

昭和五十二年二月十七日 衆議院会議録第五号 朗読を省略した議長長の報告

航空燈火工事実施計画変更

昭和四七・四・二八	昭和四七・六・二九	航空燈火の配置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更
昭和四九・七・二四	昭和四九・八・一九	工事完成予定日の変更
昭和四九・一一・二六	昭和四九・一一・三〇	工事完成予定日の変更
昭和五〇・一一・二七	昭和五〇・一一・二七	工事完成予定日の変更
昭和五一・一〇・二八	昭和五一・一一・二五	航空燈火の配置等の計画の変更及び工事完成予定日の変更

航空法第五十五条の三第一項前段の規定による認可を受けた工事実施計画において定められていた工事の完成予定日は、A滑走路及びこれに対応する着陸帯等の諸施設並びに同滑走路に対応する航空保安無線施設及び航空燈火については昭和四十六年三月三十一日、その他の諸施設については昭和四十九年三月三十一日とされていたが、その後公団において(一)及び(二)のとおり工事実施計画の変更認可を受けて、逐次その期日を延伸し、現在の完成予定期日は、A滑走路の当面の運用に必要な諸施設については昭和五十二年三月三十一日(航空保安無線施設については昭和四十七年二月二十九日工事完了)、全工事については昭和五十四年三月三十一日となっている。

(四) 航空法施行規則第八十五条の二、第二百二条の二又は第二百二条の三の規定に係る工事実施計画の認可は、これまでに存在しない。

四について

(1)及び(2) 基本計画は、昭和四十一年十二月十二日に運輸大臣から公団に対して指示されており、当該基本計画は、その後変更されていない。

(3)から(5)まで 航空法第五十五条の三第一項の規定により、公団は、基本計画に基づき工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないこととされているので、公団の工事実施計画の認可に当たっては、基本計画に違背することがないかどうかについても審査している。

五について

供用開始後における工事実施計画の認可についても航空法第五十五条の三第二項の規定により同法第四十条前段の規定が準用され、当該認可に同じ同条の告示及び揭示が必要とされる。なお、これまでに航空法第五十五条の三第二項ただし書に該当する場合は生じたことはない。

昭和五十二年二月十七日 衆議院會議録第五号

附説を省略した議長の報告 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一〇四

い。
六について

昭和四十一年十二月十六日運輸省告示第三百九十七号として官報で告示した内容と同一内容のものを、同日、関係地方公共団体の長に依頼して現地において掲示した。

七について

(1)及び(2) A滑走路南側の航空保安施設予定地について空港建設の反対運動等により必要な用地の確保が遅れている事情から、同側の着陸接地点を臨時に七百五十メートル内側に移して同滑走路を運用することに關し、飛行場標識施設については昭和四十七年四月二十八日に、飛行場燈火については同日及び昭和四十八年六月二十九日に申請があり、前者については昭和四十七年六月二十七日に、後者については同月二十九日及び昭和四十八年九月四日に、それぞれ設置基準と異なる方式の承認をしている。

なお、いずれについても期限は付していない。

(3) 航空法施行規則第九十九条第二項の規定に基づく基準は、現在のところ定めていない。

(4)及び(5) 航空法第三十九条第一項第二号の規定は、飛行場又は航空保安施設の設置により他人の利益を著しく損なうことのないようにするために設けられたものであり、「他人の

利益を著しく害する」かどうかについては、当該飛行場又は航空保安施設の位置、規模、使用目的等に照らし、当該飛行場又は航空保安施設の設置により利益が損なわれる者の数、その利益が損なわれる程度等を勘案して、個々具体的に判断する。

(6)及び(7) 航空法第三十九条第一項第五号の規定は、敷地の確保が飛行場の設置に不可欠であることから設けられたものであつて、「確実に取得することができると認められること」とは、取得しようとする取得が確実に実現することになるといふ見込みが成立することをいい、取得の実現性については、買取契約、土地収用等の法的手段の有無及び法的手段による目的達成の能否を考慮して判断する。

八について

航空法第三十九条第二項の規定は、広く利害関係人の意見を聴き、これを参考にすることを通じて運輸大臣の行う飛行場の設置許可に關する判断の適正を担保するために設けられたものである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から衆議院議員小川国彦君提出成田空港の開港に係る福田内閣の対応に關する質問に対して、質問事項について検討する

必要があり、これに日時を要するため、昭和五十二年二月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案
右の議案を提出する。

提出者 大蔵委員長 小淵 惠三

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除

き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十一年度に政府から交付される水田総合
利用奨励補助金について、個人についてはこれを
一時所得に係る収入金額とし、法人については庄
縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその
負担を軽減する必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三億円である。

昭和五十一年二月十七日 衆議院會議録第五号

一〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)